

主な社会教育施設の減免制度適用状況について

参考資料

対象者	施設名				学校体育施設 ※1 市民体育館 弓道場、球技場、武道館		サンフレアこが		テニスコート
	施設	備品	空調	根拠法等	施設	根拠法等	施設	根拠法等	
古賀市、古賀市教育委員会	全額			規則	全額	規則	全額	規則	無料（使用料の規定なし）
古賀市立小学校・中学校	全額			規則	全額	規則	全額	規則	
校区、行政区、分館	全額			規則	全額	規則	全額	規則	
自治会単位活動（分館教養学級、福祉会 等）	半額	減免なし		内規	全額	規則	全額	規則	
社会教育関係団体	半額	減免なし		規則	半額	規則	半額	規則	
市内の高校生以下の団体	減免なし			—	全額	規則	減免なし	—	
古賀竟成館高校	全額			内規			全額	内規	
玄界高校	半額	減免なし		内規			半額	内規	
認可幼稚園・保育園 天照幼稚園、花鶴丘幼稚園、やまびこ幼稚園、暁の星幼稚園 恵保育所、鹿部保育所、ほづみ保育園、久保保育園 五所保育園、庄ひかり保育園花見あおぞら保育園 花見光保育園、花鶴どろんこ保育園	全額		減免なし	内規			全額	内規	
認可外幼稚園・保育園・保育施設	減免なし			—			減免なし	—	
第4学区の公立高校（宗像高校、光陵高校 等）	半額	減免なし		内規	減免なし	—	減免なし	—	
公民館使用料減免登録団体	半額	減免なし		内規	減免なし	—	減免なし	—	
心身障がい者団体	減免なし			—	全額	内規	減免なし	—	
隣組合	減免なし			—	減免なし	—	減免なし	—	

※1 市民体育館会議室冷暖房及び運動場ナイター施設については、「古賀市、古賀市教育委員会」主催行事のみ全額免除。

※ 市民活動支援センターにおいて「市民活動団体登録制度」があるが、社会教育施設の減免適用はなし。

主な社会教育施設の使用料減免状況について（平成25年度）

	公民館		学校体育施設		市立球技場	市民体育館	武道館	サンフレアこが		合計
	ホール棟	研修棟	小学校 グラウンド	小・中学校 体育館				ギャラリー	視聴覚室	
総使用時間 (時間)	4,984	28,355	11,925	24,039	2,417	6,853	2,261	1,393	838	83,065
本来の使用料 総額(円) 【A】	9,307,720	8,082,100	1,237,200	16,712,600	247,100	3,652,400	1,515,300	278,600	838,000	41,871,020
減免適用後の 収入額(円) 【B】	1,568,760	4,610,050	21,475	3,489,300	64,900	2,716,500	153,000	15,900	27,500	12,667,385
減免額(円)	7,738,960	3,472,050	1,215,725	13,223,300	182,200	935,900	1,362,300	262,700	810,500	29,203,635
減免率 【(A-B)/A× 100】	83.1%	43.0%	98.3%	79.1%	73.7%	25.6%	89.9%	94.3%	96.7%	69.7%